

令和元年6月14日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04481

研究課題名（和文）ドイツ教師教育における試補制度の機能と課題

研究課題名（英文）Function and Problem of the Teacher Probation System in Germany

研究代表者

吉岡 真佐樹（YOSHIOKA, masaki）

京都府立大学・公共政策学部・教授

研究者番号：80174895

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、ドイツ教員養成制度を特徴づける「教員試補制度」が、この間のドイツにおける大規模な大学改革、すなわち学士・修士課程の導入によってどのような変容を受けたのかを具体的に検討したものである。

この20年間に各州とも概ね3回にわたる試補制度改革を行ってきたが、それらはまだ終了したわけではない。修士号の取得で第1次国家教員試験に代替する州が多数であるが、第1次試験を存続させている州も存在する。各州とも、修士課程での約半年にわたる実践研究と試補制度の訓練をどのように関係づけるかが重要な改革課題となっている。ただし共通して、試補教員に過度の精神的な圧迫を与えることがないシステムがめざされている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

教員免許制度の開放制を採用する日本の場合、教員志望者に対してどのような形態と内容の実践的な養成・訓練を行うかは、きわめて重要な課題である。この課題を検討する上で、ドイツ教員試補制度の機能と役割そして問題点を正確に解明することは有意義である。

本研究では、すべての州において大学制度改革と連動した試補制度改革が積極的に行われていること、ただしその形態はそれぞれに特徴をもっていることが明らかとなった。そして留意すべきは、この制度がもつ二つの側面、教員志願者の資質・技能の判定、教員志願者の実践的力量形成、のうち、主要には に沿って改革が進められていることであり、この点では各州とも一致している。

研究成果の概要（英文）：In recent years, German universities have set up undergraduate and master's courses in their curriculum. Germany's teacher training system is greatly affected by this reform.

The task of this study is to investigate and examine what impact these reforms had on the teacher probation system in Germany.

For almost 20 years, each state has, on average, made three reforms to the teacher probation system, but it has not ended yet. Some states substitute the master's degree for passing the first teacher national exam, while others leave the national examination system. However, what is common to each state is that the teacher probation system is being improved so as not to cause excessive mental stress for the teaching practice.

研究分野：教育学

キーワード：教員試補 教師教育 教員養成 ドイツ 教員研修

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1)ドイツ(ドイツ連邦共和国)の教師教育制度は、質的に世界でもっとも充実したものの一つであるとされてきた。すなわちすべての教員は、大学での学修、第1次国家試験(学術試験)、試補期間における実践的養成・訓練、第2次国家試験(教育学試験)、という段階を踏んで教員資格を獲得する。この段階がドイツ教師教育制度の大きな特徴であり、教員志願者は「試補教員」として、1年半から2年間、配当された実習校で実習を行うとともに研修施設での研修を義務づけられている。

(2)このような試補制度は、医師、法曹をはじめとする伝統的専門職一般に見られるものであり、ギムナジウム教員の場合には19世紀前半以来の伝統を持ち、初等学校教員の場合にも1960年から70年代初頭にかけて導入されたものである。

ところが今日、この制度は大規模な教員養成制度改革のなかでその形態と機能を大きく変化させつつある。ドイツ総合大学では「ボロニャ宣言」(1999年)に基づき、「学士(バチェラー)」「修士(マスター)」課程が設置されることとなり、これに連動して各大学の教員養成課程は修士課程修了を目標として改変されることとなった。その結果、学士レベルの学修と第1次国家試験の合格を前提として養成・訓練を行っていた試補制度もその教育方法、機能および役割を変化させざるを得ない状況になっているのである。

(3)またドイツではこの間、OECD 学習到達度調査の結果が振るわなかったこと(いわゆる「PISA」ショック)に端を発して、教師の専門的力量的向上が国家的な喫緊の課題とされ、2004年にはドイツ全16州の文部大臣の合意により「教師教育のためのスタンダード」が作成された。そこでは、大学の養成期間および試補期間のそれぞれにおいて達成されるべき教員の資質・能力が明示されている。このような状況のなかで、試補制度改革が行われることとなったのである。

### 2. 研究の目的

本研究の課題は、この間の教員養成制度改革のなかで、伝統的な試補制度がどのように改革されたのか、そしてその機能と役割はどのように変化したのかを分析し解明することである。この研究の成果は、日本の教員養成制度改革を考察する上で、とりわけ教員志願者に対する実践的な養成・訓練のあり方を検討する上で重要な示唆を与えるものであると考える。

### 3. 研究の方法

ドイツは16の州からなる連邦国家で、教育の権限は基本的に各州に属しており、教員養成システムも16(州)通り存在する。ただし16人の文部大臣は常時、教育制度の議論と調整を行っており(「常設文部大臣会議」など)、そこでの議論を通じて全体としての教育制度改革の動向を概観することができる。

本研究では、常設文部大臣会議の動向などを通じて試補制度改革の全体的動向を整理しながら、いくつかの州を中心に現地調査を行うこととした。

については、試補制度改革に関する常設文部大臣会議の合意事項を整理するとともに、各州の試補制度の規定(試補期間、受入手続き、試補教員に対する指導・監督体制、実習校での活動内容、研修校での研修内容、試補教員に対する手当額、試補教員の成績評価法、教員国家試験の内容・方法・評価方法、正式な教員としての採用方法など)について整理を行った。

については、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ヘッセン州、ブランデンブルク州を中心に、現地調査を行った。

ノルトライン・ヴェストファーレン州ではミュンスター大学、ミュンスター教員試補研修所、州文部省などを訪問し聞き取り調査をおこなった。ヘッセン州では、フランクフルト大学、ギーゼン大学、ギーゼン教員試補研修所、ブランデンブルク州では、ポツダム大学およびコトブス、ベルナウ、ポツダムの教員試補研修所を訪問し、聞き取り調査を行った。

### 4. 研究成果

(1)各州では、この間概ね3回にわたって、すなわち試行段階、本改革段階、再改革段階の改革が行われており、現在は試行段階から本改革段階の状況にあるといえる。修士課程修了という基礎資格を前提に、修士課程での教育実践研究と試補期間の養成・訓練制度を関係づけ、試補期間を短縮する方向で制度改革が行われているが、現実にはまだ実現しておらず、18ヶ月(1年半)の州が大半である。

(2)第1次教員国家試験を修士号の取得によって代替する州が多数であるが、旧来通り、第1次国家試験を継続する州も、ヘッセン州、バイエルン州、ザールラント州、ザクセン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン・アンハルト州など1/3程度存在する。その理由は州ごとに様々であるが、ヘッセン州の場合は、教育行政担当者の見解として、旧来の国家試験制度の方が教員の資質能力を確実に保証できるとのことであった。

(3)修士課程の4ヶ月～半年間程度を「実践学期(Praxissemester)」として実習校での実践研究

にあてる州が大半であるが、その具体的な運営・教育方法は多様であり、また一般に大学と実習校との協力体制は必ずしも十分ではない。

(4) 試補期間の区分と養成方法も州ごとに多様であるが、導入段階(3ヶ月)、主段階(12ヶ月)、試験準備段階(3ヶ月)の3区分のパターンを採る州が多数である。ただし、バイエルン州のように、第1段階(12ヶ月) - 研修所での研修、実習校実習(12ヶ月) - 実習校に配属、という旧来のパターンを続けている場合もある。

(5) 第2次教員国家試験は、概ね、授業試験、口述試験、論文試験、から構成されるが、その具体的内容は多種多様である。また同じ州内でも、初等学校教員、中等学校教員、職業学校教員などの学校種別に区別されている場合が多い。口述試験の内容についても、教育学、教育心理学、教科教育法についての実践的知識を問うという伝統的なパターンから教育法に関する知識を重視するもの、授業試験の内容と関わって試問を行うもの、あるいは「ポートフォリオ」を重視するものなど実に多様である。また論文試験についてもそのテーマと分量はまちまちであり、さらにこれを廃止した州もある。

またそれぞれの試験の配点方法と採点者にも各種のパターンがあり、いずれも複雑にしかも厳格に決められている。

(6) 以上のように、試補期間の教育方法および国家試験の内容・方法は多様であるが、全体として制度改革の基調は、試補教員の側に立ったきめ細かな指導を実現することがめざされているとすることが出来る。そもそも試補制度とは、教員志願者の資質・技能を厳格に判定する、教員志願者の実践的力量を形成する、という二つの機能を同時に持つものである。このことから、旧来より、試補教員の期間はきわめて精神的に厳しい緊張を迫られる時期とされ問題とされてきた。これに対して、今回の改革は、各州とも主にこの機能の強化をめざして改革が進められており、しかも特に試補教員に対する精神的な圧迫感を緩和することに注力されていると結論づけることができる。

たとえば、上述の第2次試験における論文課題の廃止はこのことの一環であるし(負担の軽減)、「コーチング」理論の導入で研修所講師が試補教員に圧力をかけずに指導・援助できる体制を実現しようとする州もある。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、試補教員が研修所の担当講師に各種の指導を求めることを勤務評価の対象としない、との規則を確立している。

なお、一般に第2次国家試験に不合格となる試補教員の数は少なく(2、3%程度)、5%を大きく超えることはまずない。自信のない試補教員は、国家試験の受験までに進路変更するケースが多いとのことである。

(7) 教師の需給関係については、この数年間で重要な変化が起きている。すなわち2010年頃までは全体として供給過剰状況であったが、近年はほぼすべての州およびすべての教員種に共通して、教員不足の傾向が顕著となってきている。正規の教員資格を持つ教員が不足した場合、窮余の策として、教職訓練を受けていない者を採用せざるを得なくなる。最低限の研修は行われているとはいえ、このような例外的措置の問題は大きい。教員需給をめぐる問題は、この国の教員養成制度が歴史的に繰り返し体験してきた悪しきサイクルであるが、このような状況を背景に、今後も、試補期間の実践的訓練の形態および大学での養成との接続・連携のあり方をめぐって活発な議論が続くことが予想される。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計1件)

吉岡 真佐樹「一般大学における教員養成等をめぐる諸問題」日本教育学会近畿地区主催「近畿地区における教員養成等を巡る諸課題」神戸大学発達科学部 2017年12月16日

〔図書〕(計2件)

吉岡 真佐樹「教職の専門性と現代教師の課題」、南新秀一・鉾山泰弘・吉岡真佐樹編著『現代教育の基礎理論』、2018年、ミネルヴァ書房、pp.113-134

吉岡 真佐樹「日本の教師教育システム—歴史と現状—」、高野和子編著『教職原論』、2019年、学文社、pp.9-28

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：  
ローマ字氏名：  
所属研究機関名：  
部局名：  
職名：  
研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。